

フランス革命期の初等教育をめぐって

天野知恵子

フランス革命はその当初から、多くの公教育案を生み出した。新たな国家は新しい人間の育成によって支えられると確信していたがゆえに、革命家たちは未来に思いをはせながら、それぞれに公教育案を構想した。議会に提出され法として公布されたものもあるが、十分審議されず立ち消えになってしまった報告や、議会にかけられることさえなかった革命家個々人の覚え書きにいたるまで、教育をめぐる革命期の論議は膨大な量に及び、ざっと概観することさえ困難なほど多種多様である。

こうした革命期の公教育計画については、これまでにいくつもの紹介がなされており、さまざまな角度から論点を絞った考察も行われている⁽¹⁾。本稿も、革命期の教育政策、とりわけ初等教育に関する政策を取り上げた小論であるが、すでに十分な研究の蓄積のあるこの革命史の領域にあえて踏み込んだのは、1つの観点から問題をあらためて整理してみたいと考えたからである。それは、革命は初等教育の組織化に関して、アンシャン＝レジーム期からどのような遺産を継承し、これにいかなる独自の展開を加えて、次世紀へ新たな遺産として送り出したのか、ということである。

フランスにおける初等教育の組織化は、他のヨーロッパ諸地域と同じように、宗教改革の頃から着手された。だがその後、絶対王政期の宗教政策に強く影響されて、初等教育のあり方は独自の発展を見た。この過程でフランス固有の特徴が形成され、それがアンシャン＝レジーム期を経て革命期へ継承されていくことになる。宗教改革以降の初等教育は、国や地域によってそのあり方が異なる。近年、わが国では近世近代のヨーロッパ諸国における教育史研究が大きな成果を上げ、それぞれの国における状況が明らかにされつつあるが⁽²⁾、こうした地域と比較して、フランスではどのような特徴が形成されていくことになるのか、またその過程で、フランス革命はいかなる役割を果たしたのか。以下では、このような問題関心から考察を進めていきたいと考える。

本稿ではまず、アンシャン＝レジーム期の初等教育のあり方について概

観を行なう。フランスにおける初等学校の開設は 17 世紀から本格的に進められ、18 世紀には多くの地域で学校の存在が確認された。このような、革命以前の学校の普及 scolarisation に関する特徴を、本稿では最初に指摘しておきたいと思う。続いて、初等教育をめぐる革命期の政策を検討する。中でもとりわけ、1791 年 9 月のタレーラン Talleyrand の報告と、1792 年 4 月のコンドルセ Condorcet の報告を取り上げ考察してみたい。というのも、この 2 つは革命期の教育案の原型と考えることができ、革命期の他の報告にも影響を与えているからである。次に、初等教育の組織化に関して実際に施行された 3 つの法令に着目する。1793 年 12 月 19 日に採択された共和暦 2 年フリメール 29 日の法と、1794 年 11 月 17 日に採択された共和暦 3 年ブリュメール 27 日の法、そしてとりわけ、1795 年 10 月 25 日に採択された共和暦 4 年ブリュメール 3 日の法である。これらの法について、それぞれいかなる内容であったか紹介した後に、初等教育の実際の場で、これらがどのような結果をもたらしたのかを検討していきたい。

革命はアンシャン=レジームからいかなる遺産を受け継ぎ、どのような新たな要素を加えて、自らの初等教育案を作り出すことになるのか。またそれは、革命の諸段階を経ていかに変化していくのか。そして最後に革命は、新たな遺産として何をのこすことになるのか。本稿ではこうした問題意識のもとに、革命期の初等教育について考えてみたいと思う。

1 アンシャン=レジーム期の初等教育

1698 年、ルイ 14 世統治下のフランスにおいて、次のような勅令が出された。すべての小教区 paroisse に子どもの教育にたずさわる男女の教師をおくべし、と。近代的国民教育の先駆とも見えるようなこの勅令は、実はフランス王権の宗教政策の一環であった。1685 年にナントの勅令を廃止して、カトリックによるフランス国内の宗教統一を進めていた王権は、教会と手を携え、初等教育の普及に乗り出したのである。幼いうちから従順なカトリック信徒の育成をはかるためであった。この勅令にしたがい、各地で「小さな学校 petite école」が作られた。司教たちも管轄地をまわって学校の設立を促し、教科書として用いられることができるよう、教理問答書（公教要理）catéchisme をつくり出版したりした。各小教区においては、司祭の承認を経て教師の人選が行われた⁽³⁾。

都市部ではさらに組織的な動きが見られた。下層の人々にカトリックの教えを浸透させることを目的として、さまざまな教育修道会が結成され、相次いで無料の慈善学校を開いたからである。中でも有名なのは、ラニサール La Salle によって 1680 年に創設された「キリスト教学校修道会 Frères des écoles chrétiennes」である。貧民の男児の教育をめざすこの修道会の学校は、設立以来着実な広がりを見せた。1790 年にはフランス全土の 108 の都市に学校を持ち、35,000 人近くの生徒を集めていたという⁽⁴⁾。この学校以外にも、さまざまな修道会が学校を開いた。女児の教育にあたる女子修道会も各地につくられ、そこでは修道女たちが下層階級の女の子たちを集めて、宗教教育のほか、読み方や裁縫を教えた⁽⁵⁾。

このようにアンシャン=レジーム期における初等教育は、カトリックによる宗教統一という目的のもとで、王権や教会などが上から組織する学校という形態をとって発展した。それゆえ学校は、少なくともその推進者たちの間では、全国的規模で展開する均一的な性格のものとしてイメージされることが多かった。教育修道会が都市に開いた慈善学校の場合は、特にそうであった。どの学校も設立者たちの理念にしたがって一律に運営されることになっており、教師をつとめたのも、養成所で同じ訓練を受けた修道士たちだったからである⁽⁶⁾。そして学校は何より、子どもの精神に働きかけ、カトリックの信仰を内面化させる重要な道具として認識された。学校は「子どもたちの教会」だと考えられたのである⁽⁷⁾。こうしてフランスの初等学校は、少なくともその出発点においては、地域住民の必要に応じて下からおのずと成長してきたようなものではなく、外部から画一的にもたらされた制度として登場した⁽⁸⁾。学校はそこでは、カトリックの重要なイデオロギー装置だったのであり、司教や司祭や修道会がつねにこれを監督した。「小さな学校」の教師も、司祭の補佐役として位置づけられ、冠婚葬祭に立ち会うなどの仕事を兼ねることが多かった。

王権は、民衆の知的向上をはかるとする意図は持たなかったどころか、むしろこれを懸念し警戒した。ベアルンの地方長官は 1737 年に、「農民が読み書きを習うのは国家にとって大きな災いである」と書いているが⁽⁹⁾、王権にとって学校は、人々のカトリック信仰を堅固にすると同時に、権力に対して従順な人間をつくるための道具にすぎなかつた。それゆえ「小さな学校」の開校を促す勅令は、必ずしも強制力をもたなかつた。とりわけ、もともとカトリックの勢いが強いところ、たとえばブルターニュ地方など

ではその必要がなかっただけに、学校はかえってあまり開かれなかつた。その結果学校の普及の度合いには、地域によって大きな差が出た。

18世紀後半には、フランス北部、東部でほとんどの小教区に「小さな学校」が見られたのに対して、南部、西部では半数かそれ以下の小教区にしか学校がなかつた。また都市近郊の農村部では学校を持つことが当たり前になっていたのに対して、山間部では通学の不便さもあり、学校が普及しなかつた。他方、農村工業が発達しているところでは、就学率がかえって下がるといった現象も見られた⁽¹⁰⁾。また、学校の性格は時とともに変化していった。アンシャンニレジーム期を通して聖職者が初等教育を管理する体制は維持されたし、司祭から自立した「小さな学校」の教師もありえなかつたが、宗教対立の時代が遠のくにつれて、宗教よりも読み書き計算といった実際的知識の獲得をめざす教育がしだいに求められるようになってきたのである⁽¹¹⁾。革命前夜のフランスではこのように、学校のあるなしにはじまり、教師のあり方や学校の運営のされ方、学校に何が期待されるかにいたるまで、学校をめぐる実際の状況は多様であった。

こうしてアンシャンニレジームから革命へ、初等教育に関して 2 つの遺産がのこされることになった。1 つは、民衆の教化を目的として、初等教育を上から組織し管理するという考え方である。この考え方からはまた、フランス全土にわたって均一的な学校が展開するというイメージが形成された。またもう 1 つの遺産は、学校についての状況が、地域によってさまざまに異なるという現実である。革命家たちはほどなく、諸地域から寄せられる報告や調査の結果を通して、初等教育の現状を認識することになるであろう⁽¹²⁾。そして彼らは、そうした現実と向き合いながら、アンシャンニレジームから引き継いだ初等教育の画一的な組織化という考え方をさらに発展させることによって、新たな構想をめぐらすことになるのである。

なお王権は、アンシャンニレジーム期を通して民衆の教育には一貫して否定的であったが、貴族層の教育には配慮を示している。たとえば 1751 年には、有能な軍司令官の養成を目的とし、名門に生まれながら豊かではない貴族の子弟の救済もかねて、パリに士官学校 École Militaire が設立された⁽¹³⁾。エリート層の教育を重視するこうした考え方は、王国を支える支配層の中からも出されている。たとえば、1764 年のイエズス会解散の後に、中等教育機関コレージュの再建に向けた改革案がパリ高等法院によって提示されたが、そこには、エリート教育の画一化の試みを通して、国家の法

的・行政的統一を穩健に実現していこうとする意図がはっきり示されていた⁽¹⁴⁾。18世紀後半の王国官僚の中には、教育によって国家に有用な人材を育てるという考え方を抱く者も、すでにあらわれていたのである。

2 革命初期の初等教育政策——タレーランとコンドルセの報告について

新しい国家の未来は新しい人間の育成にかかっていると考えた革命家たちは、当初から教育の必要性を強く意識した。そして公教育の組織化を、国家が果たすべき重要な仕事として位置づけた。国民議会期にはまだ、公教育について審議を行う専門の委員会は設けられなかったが、91年憲法の中では、「すべての市民に共通の公教育」の組織化が示された⁽¹⁵⁾。また国民議会の解散が近づいた1791年9月には、公教育の組織化に関する大枠をまとめた報告がタレーランによって行われた。その中で教育は、「国民としてのまとまりの完成と、全体の繁栄とに対してたえず影響を及ぼさずにはいない一種の明確な諸機能をおびている」がゆえに、「1つの力」として考えることができると位置づけられている⁽¹⁶⁾。巨大な力であるだけに、この力に対しては、何より国家がその方向を定めなければならなかった。

タレーランの報告では、学校で教えられる内容に関して、「基本的な原則」として次のようなことが掲げられていた。(1)この社会の憲法を知ること、(2)憲法を守ること、(3)憲法を完全なものにすること⁽¹⁷⁾。教育はこの原則の上に成り立つのであり、その目的は何よりもまず、国家を支える国民を育成することであった。中でも初等教育は、「すべての人に共通の」ものとして重要視された。「初等教育の主たる目標は、いつかは市民になることを子どもたちに教えることである。」⁽¹⁸⁾ そして初等学校では、「国語 langue nationale の諸原則」が最初に教えられるべきであると考えられた。「社会の第一の必要事」である「意見や感情の伝達」がはかられるようになるためである⁽¹⁹⁾。それは、「国民としてのまとまりの完成」にとって、重要なことであった。

しかし、教育は国家によって国家のために一元的に展開されるものではなかった。革命家たちは公教育の組織化を考える一方で、「教育の自由」という論点も取り入れた。だれもが自分の思い通りに学校を開き、生徒を集めることができるという考え方は、思想信条の自由や意見の表明の自由を

保障する革命の理念から導き出される当然の帰結である。タレーランは報告の中で、「だれもが教育の恩恵を受ける権利を持っているのならば、その恩恵を広めるのに協力する権利もまた、だれもが持っている」と主張し、「教育に関する排他的特権はすべて、永久に廃止されなければならない」と結論した⁽²⁰⁾。国家の組織する学校ばかりが教育を担うわけではない。教育の自由が保障された背景には、教育に関して諸個人が努力を競い合うことで、「最善のもの」が生まれるだろうという期待があった⁽²¹⁾。

国民を育成すべく公教育の組織化は国家が責任を持って行うが、教育自体は国家の独占的事業ではなく、教育の自由は保障される——タレーランが明確にしたこの考え方は、後の公教育案にも引き継がれた。その例としてここでは、立法議会で公教育委員をつとめたコンドルセが、1792年4月20日、21日に議会に提出した報告をみてみよう。この報告においても、「国民の教育は公権力にとって当然の義務である」と断言されているように⁽²²⁾、公教育の組織化は国家にとっての重要な課題と認識されている。だがコンドルセは他方で、「公権力が教育のためににあてる諸機関は、可能な限りあらゆる政治的権威から独立していかなければならない」と主張した⁽²³⁾。というのも彼は、教育によって諸個人がそれぞれの能力を伸ばし、自己を高めていくことによって市民間の平等が促進され、理想的な市民社会が実現されると考えたからである。彼は「あらゆる教育の第一条件は真理のみを教えること」であるとして、政治的権力が安易に教育に介入することをきびしく戒めた。それでも、「この独立は絶対的ではあり得ない」のであって、公教育の諸機関を、「人民の代表者たちで構成される議会にだけは従属させる」と言っている⁽²⁴⁾。コンドルセにおいても、教育は国家によって監督されるのである。だが、彼はまた教育の自由にも言及しており、「すべての市民が自由に教育機関を設立することができる」として、国が設置する学校だけが教育を行うのではないと述べた⁽²⁵⁾。彼がめざしたのは、国家の後見のもとで公的、私的な教育機関がそれに発展し、互いに競いながら、全体として教育の水準が上がっていくことだったのである。

彼らはこのように、アンシャン=レジーム期には教会が掌握していた教育を、国家の管轄のもとにおこうとした。国家を支える国民を育成する仕事であるがゆえに、教育は国家の存亡に関わる重要な課題であると見なされたのである。またそれだけに、国民にあまねくゆきわたるよう、公教育は無償で行われるという主張もなされている。タレーランは初等学校につ

いて、コンドルセはさらに上級の学校についても、無償で教育がなされることを考えていた⁽²⁶⁾。このように、だれが教育を組織化し、監督するのかという点において、革命期には大きな変化があった。しかしながら、教育には人心を左右する大きな力があると認識し、学校にイデオロギー装置の機能を見出している点において、革命家たちは17世紀の聖職者たちと同じ見方をしていたと言うことができる。また、教育を国家的な規模で展開すべきものと把握し、フランス全土において均一的な学校のあり方を想像した点でも、革命家たちは教育修道会の指導者たちと同じ視野にたっていた。教育の無償という考え方さえ、彼らの新しい発想ではなかった。それはすでに、下層階級の子どもたちを対象とした教育修道会の取り組みの中で、長年にわたって実施されてきたことであった。こうして革命家たちは、アンシャン＝レジーム期の初等学校のあり方から多くのものを継承した。

他方で、「教育の自由」という考え方は、革命の原理から引き出された独自の発想であった。アンシャン＝レジーム期の初等教育は、カトリックの普及を目的として組織化されたものであるから、「教育の自由」は成立しなかった。ナントの勅令が廃止されて以降、プロテスタントが学校を開設することは、もちろん認められなかった。もっとも、カトリックの枠内であるならば、実際の教育はかなり自由に行われていたのであって、カトリックの信仰が安泰である限り、学校という制度を設けること自体必ずしも必要とはされなかった。それゆえ学校の普及の度合いに関して、大きな地域差がみられたことは以前に述べたとおりである。これに対して革命は、そうした宗教の足枷を取りはらい、基本的人権を敷衍して高らかに教育の自由を宣言することができた。

とはいえる、教育ははたして本当に自由でありうるのだろうか。たとえば、革命が作りあげようとしている新しい社会に背を向け、「市民」の育成を望まない人々にも、子どもを教える権利は認められるのであろうか。それとも、かつてのプロテスタントのように、そうした人々は枠外に排斥されるのだろうか。教育の独立を重視するコンドルセは、体制への盲従は人間精神の進歩をおしとどめるとして、「制定された法律の基盤となった考え方に対する考え方を教えることを禁じる権力」は、思想の自由をもろに攻撃し、法の完成を妨げることになると断言した。そして「初等段階の教育をこえるすべてのところ」では、「思想の完全な独立」を守ろうとしたのである⁽²⁷⁾。だが、彼が報告を行ったまさにその時、立法議会はオーストリアに

に対する宣戦布告を準備しており、革命の敵は内外ではっきりとその姿をあらわそうとしていた。この後、「教育の自由」をめぐる矛盾は実際に緊張をはらむ問題となり、それは初等教育のあり方にも、大きな影響を与えることになる。

3 ジャコバン独裁期の初等教育政策——ブキエ法の採択と施行をめぐって

革命の開始後、初等教育の現場には変化が見られた。中でも聖職者民事基本法への宣誓は、「小さな学校」の教師の一部や、都市の慈善学校で教鞭をとっていた修道士・修道女たちを政争へ巻き込んだ。また1792年8月には、教育修道会そのものが解散されたことによって、学校の閉鎖も続出した。さらに共和暦2年ブリュメール7日（1793年10月28日）には、もと聖職者や修道士・修道女を教職から排除する法令が出され、教師不足を深刻化させる一方で、非宣誓僧やそれまでに教職から排除された者たちが、革命の急進化に与しない人々の子弟を集めて、秘密裡に学校を開くといった事態も生じていた⁽²⁸⁾。農村部は概して都市部ほどの激変は経験しなかった。それでも、アンシャン=レジーム期の初等教育がカトリック教会と深い関わりを持っていただけに、多かれ少なかれ影響を受けざるを得なかった。その間にも国民公会では、公教育の組織化がさまざまに検討されていた。ここではそうした教育案の中から、公教育委員会のブキエ Bouquier の報告に基づいて採択された、共和暦2年フリメール29日（1793年12月19日）の法（以下ブキエ法と称する）を取り上げてみたいと思う。この法は、初等教育の組織化に関して数多くの議論を経た後に出された、ジャコバン独裁期の最後の結論としての意味を持っている。それだけに、国家や公権力が公教育を担う一方で、教育の自由も保障するとした革命の当初の理念が、この時期にどう展開していったかを明らかにする上で興味深い。またこの法は、1年足らずの間とはいえ実際に施行されたことによって、各地の初等教育の現場に影響を与えた点でも重要であった。

ブキエ法は、次のような第1条からはじまっている。「教育は自由である」と⁽²⁹⁾。革命独裁が完成し、反体制派に対するきびしい弾圧が行われていた状況を考えると、いささか違和感を覚える冒頭の一文であるが、これには意味があった。当時、革命政府は、非キリスト教化運動の展開が各地で革

命への反感を呼び起こすのではないかと懸念していた。そこでこの動きに対抗するため、聖職者に対する過度の迫害を戒めるべく、彼らを一律に教職から追い払うことを断念したのである。さらに教師不足への対処も考慮し、一般市民の中から広く教員を募る意図を込めて、「教育の自由」が掲げられたのである⁽³⁰⁾。だが、自由の範囲は実際そこまでであった。続く第2条は、「教育は公に行われなければならない」として、秘密の学校を禁止した。教師が正規の生徒以外の子どもをあずかることも許されなかった。また、教職に就きたいと願う男女は、市民証の提示を義務づけられ、教師として承認を受けてからも、「市町村当局やセクションや、子どもたちの父母や後見人や財産管理人たちの監視下に、そして全市民の監視下に」おかれることがとされた。もとより、「法や共和主義の道徳にそむくような」教えは厳禁であった⁽³¹⁾。

こうした条件を満たしたならば、教師には安定した生活が保障された。というのもこの法は、教師の俸給は「共和国によって支払われる」と明記していたからである。生徒1人あたり男性教師ならば20リーヴル、女性教師ならば15リーヴルの年俸が支給される。しかも、親や後見人たちは、子どもに初等教育を受けさせる義務を負っていた。子どもは7歳になれば、少なくとも3年間は学校に通わなければならなかつた。義務教育が制度化されたのである⁽³²⁾。この規定ゆえに教師は、生計のために必要な数の生徒を確保することができた。

ジャコバン独裁期の初等教育政策は、さまざまな可能性があれこれ検討された後、当時の政治状況にも左右されて、結局このような形で締めくくられた。国家が公教育を組織化するが、教育の自由もまた保障するという方針は、ここにも見出すことができる。だが、両者の重みはまるで異なっていた。国家は本腰を入れて初等教育の組織化に乗り出そうとしたのであり、教師は公務員とされ、義務教育の原理が取り入れられて、初等教育の徹底がはかられた。他方で教育の自由は、文言としては承認されたが、実際はほとんど名目にすぎず、自由に学校を開くことはできなかつた。また公立の学校では、人権宣言や憲法など特定の文書が教科書としてあらかじめ指定されていた⁽³³⁾。幾重にも監視を受ける学校は、イデオロギー装置としての性格を強くおびざるをえなかつた。そして、かつてアンシャン＝レジーム下で従順なカトリック教徒の育成がはかられたのと同じように、ここでは、愛国心をもった共和主義者の育成がめざされたのである。

この法の施行は、どのような結果をもたらしたであろうか。地域によって大きな差があることが予測されるが、ここではルネ・グルヴェの研究に基づいて、北部パニード＝カレ県の状況を見てみよう。反乱や戦争の直接的影響を被ることがなかったこの県では、1792 年まで、少なくとも農村部の学校のあり方に大きな変化はなかった。92 年 12 月に県当局は、新体制への忠誠を誓わない者には教育を行わせないとする通達を市町村に対して出したが、多くの市町村は厳格な態度をとることはなかった⁽³⁴⁾。革命以前に教師であった 131 人のうち、77 人が共和暦 2 年にも教職を続けているが、離職者の中には死亡や転居など政治的ではない理由の者も含まれていることを考えると、これはかなりの数字であると言うことができる⁽³⁵⁾。ブキエ法の施行によって、県の中心地アラスでは、コミューン評議会がいったんすべての学校を閉鎖するとした⁽³⁶⁾。だが、適切であると審査された教師たちが戻ってくることによって、学校は次々と再開された。グルヴェによれば、共和国 2 年のパニード＝カレ県では、60 パーセントから 70 パーセントの市町村において、共和国から俸給を受ける教師の存在を確認することができるという⁽³⁷⁾。革命前夜にはほとんどすべての小教区に学校があり、教師がいたことを考えるなら、ここには確かに後退が見られる。しかしながら、この時期の学校についてしばしば言われてきたような、「壊滅的状況」にはほど遠かったとグルヴェは結論している⁽³⁸⁾。

法が施行されることによって、これまで曖昧であった 1 つの点が明らかになった。国家が教育を監督するという時、それは具体的には、どのような形で行われるのかということである。ブキエ法は結局のところ、市町村自治体に最終的権限をゆだねた。教師の人選や監視の度合いなどはすべて、市町村自治体の態度いかんにかかっていた。もっとも 1792 年から 94 年にかけては、民衆協会が介入することもまれではなかった⁽³⁹⁾。それでも、学校の管理は市町村自治体が行った。前述したように、1793 年、94 年にも多くの学校が開かれたのだが、そこには何より、自分たちの学校を維持しようとする市町村の意図が強く働いた⁽⁴⁰⁾。18 世紀末のパニード＝カレ県の町や村においては、学校はすでに、なくてはならないものとして意識されていた。そしてこうした市町村の庇護のもとで、今や給与を与えられ生活を保障された教師たちが、子どもたちの教育にあたったのである。

4 初等教育における革命期の総決算——ドーヌー法の採択と施行 をめぐって

ジャコバン独裁の崩壊とともに、ブキエ法がもたらした初等教育のシステムには終止符が打たれた。国民公会は1794年11月17日に、公教育委員会のラカナル Lakanal の報告に基づき、共和暦3年ブリュメール27日の法を新たに制定した(以下ラカナル法と称する)。この法では、人口1,000人につき1校の初等学校が開かれることが定められた。教師は引き続き国家から手当を支給されることになり、全国一律に男性教師の年俸は1,200リーヴル、女性教師は1,000リーヴルと決められた⁽⁴¹⁾。つまりこの法においても、国家が経済的に初等教育を支える方針は維持されたのである。だがラカナル法では、就学の義務は課せられていなかった。

この法はまた、教師の人選にあたる機関として、ディストリクトの執行部 administration du district によって指名される3人から構成される「教育審査会 jury d'Instruction」を新たに設けることを定めていた⁽⁴²⁾。初等教育を監督する実際の責任者は、先のブキエ法では市町村当局であったが、新たな法は、郡や県に権限を与えた。そしてこれらの機関と中央の省庁との連携を強化することによって、中央集権的な教育政策の確立がはかられたのである。

この法はさらに、教育の自由をあらためて掲げたことによって、初等教育の現場に大きな変化をもたらした。法は第15条で、「私立の自由な学校を開く権利を、市民たちに対して」認めていた。そこには「当局の監視下で」という条件が付けられていたが⁽⁴³⁾、テルミドール反動の状況下では、当局によるきびしい監視が行われることはなかった。こうして、文字通り教育の自由が認められる中で、非宣誓僧や革命の急進化に与しない人々によって、それまで非合法的に秘密裡に開かれていた学校が、今や法的な正当性を得て、堂々とその姿をあらわしたのである。そのような学校を含め、個人が自由に開設する学校は、法の規定にしたがってこれ以後「私立の学校 école particulière」と呼ばれ、公立の「初等学校 école première」とは区別されることになる。

しかしラカナル法もまた、1年弱しか施行されなかった。その後初等教育にさらに大きな影響を与えたのは、公教育委員会のドーヌー Daunou によって国民公会に報告された計画に基づき、共和暦4年ブリュメール3日

(1795年10月25日), 解散される前日の国民公会によって新たに採択された法である。この法(以下ドーヌー法と称する)は, 続く総裁政府下で施行された後, 共和暦10年フロレアル11日(1802年5月1日)にナポレオンによって廃止されるまで, 7年近く維持された⁽⁴⁴⁾。これは革命期の教育案の中では, 異例の長命であった。それゆえドーヌー法は, 革命期の初等教育案の総決算として位置づけられるばかりでなく, 18世紀末の初等教育のあり方を実際に規定して, 次の世紀への橋渡しをした点でも, きわめて重要な意味を持っている。

ドーヌー法は,「共和国の各カントンに1つないしはいくつかの初等学校をおく」と定めていた。また「各県にはいくつかの教育審査会がおかれる」ことになり, 審査会のメンバーの指名や教師の任命にあたっては, 県当局の意向が重視される仕組みになっていた⁽⁴⁵⁾。こうした点ではラカナル法の方向に沿った内容であったが, ドーヌー法には, 前者とは大きく異なる特徴があった。それは, 教師に対する俸給の支払いをやめてしまったことである。初等学校の教師は, 「住居用と校舎用の場所」を庭とともに与えられるが, 共和国が彼らに支給するのはそれだけであった。教師たちは「県当局によって定められる年額報酬を, 各生徒から受け取る」ことになったのである⁽⁴⁶⁾。しかも義務教育の規定はなかったので, 教師たちは生徒を何とか確保して授業料を徴収しなければ, 生活が成り立たない状態におかれた。

他方で,「教育の自由」は維持された。ドーヌー法に先立ち, 1795年8月に採択された共和国3年憲法はすでに, その第300条において, 市民たちは教育のために「私立の機関をつくる権利を持つ」と定めていた⁽⁴⁷⁾。ドーヌー自身も報告の中で憲法に言及し, 公教育がすべてではないとして, 教育の自由を表明した⁽⁴⁸⁾。ラカナル法のもとで登場した「私立の学校」は, ドーヌー法のもとでもその存続が認められたのである。

こうして公立の初等学校の教師たちは, 国家から俸給を支払われることなく,「私立の学校」との競争を強いられることになった。その結果各地で, 両者の間に摩擦が生じた。というのも, 初等学校では共和主義の道徳が教えられことになっていたのに対して,「私立の学校」にはしばしば, 共和主義を好まない勢力の支持があったからである。その「危険性」がたびたび指摘されたにもかかわらず,「私立の学校」は共和暦5年フリュクチドル18日(1797年9月4日)からようやく規制の対象になり, 6年プリュヴィオーズ17日(1798年2月5日)の法によってカントン当局の監視下に

おかれることが決まった⁽⁴⁹⁾。だがそれまではほとんど野放しの状態であったため、一挙に各地に広がり、監視の強化も時として対立の激化を招いた。グルヴェの研究によれば、ビュイールニオ＝ボワ Buire-au-Bois の教師ヴァッスール Vasseur は、共和暦 3 年に彼の村で聖職者が再び影響力を行使しはじめたがゆえに、住民たちの大部分から「袋だたきにされ」、生徒の 4 分の 3 を失ったと知らせている。アラスの公立学校の教師たちも共和暦 4 年や 6 年に、「共和国によって認められないような学校の」生徒たちによって、公然と侮辱されたり脅かされたりしていると不満を述べた⁽⁵⁰⁾。

「私立の学校」がみな共和主義に背を向けたのではなかったし、初等学校がどこも共和国を称えたわけではない。初等学校の教師の中にも、「狂信的」と評価される人物はいた⁽⁵¹⁾。それでもやはり、2 つの学校の性格には大きな違いがあった。共和暦 6 年の調査によれば、「国民公会が勧めた教科書」を使っていると答えた学校は、5 つの県(バ＝ラン、シャラント、ジェール、ノール、ピュイ＝ド＝ドーム)で総計 67 校を数えたが、うち 43 校は初等学校で、残り 24 校が「私立の学校」であった。また、使っていないと答えた学校が 106 校あり、このうち 28 校は初等学校、78 校は「私立の学校」であった⁽⁵²⁾。この調査結果は、「私立の学校」の全般的な傾向をよく示していると同時に、学校の数それ自体において、初等学校より「私立の学校」の方がまさっていることも明らかにしている(初等学校 71 校、「私立の学校」102 校)。「私立の学校」の数は、県によっては学校全体の 6 割から 8 割に及ぶこともあった⁽⁵³⁾。またグルヴェも、パ＝ド＝カレ県について共和暦 4 年以降、「私立の学校」の生徒の数は公立の学校のそれよりも 25 パーセントから 30 パーセント多かったと言っている⁽⁵⁴⁾。

公立の初等学校の敗退は決定的であった。その理由は何より、国家からの経済的保障を失ったことによるが、単にそれだけではない。住民の間に「昔の教育や昔の本への愛着」があったことも大きかった⁽⁵⁵⁾。「三色旗」を背負った初等学校はあまりに新しすぎて、「十字架」を背景にする事が多かった「私立の学校」の勢いに及ばなかったのである⁽⁵⁶⁾。急進的な革命に対する反感が強かった時期であつただけに、初等学校の立場はなおさら脆弱であった。「私立の学校」の影響力は強く、県当局などの監視を受けるようになってもなお、その力は衰えることがなかったのである。

初等学校の教師は、経済的にも精神的にも苦境に立たされた。職務に熱心であればあるほど生徒を失い、孤立して困窮せざるをえなかつた。彼ら

のきびしい現実は、国家の中央部にも伝えられている。共和暦6年メシドル8日（1798年6月26日）に、エルトーニード＝ラメルヴィル Hertaut de Lamervilleは五百人会において、次のような悲痛な発言を行っている。「初等学校の教師は、共和暦に覆いをかけ、休みの日を宗教の祝日にあわせ、危険で無意味な本で子どもを教え、国民祭典には彼らを欠席させ、そうした祝日に共和主義の当局が若者たちに提供している遊びからは子どもたちを遠ざけることをよぎなくされている……不幸な初等学校の教師たちは、生活を脅かされ、偏見が復活する状況と折り合いをつけねばならぬ上、法は短命に終わるのではないかとおそれ、自分に何が求められているのか、どうすれば自分が有益になりうるのか、わからないでいる。住むところは良くなく、俸給は少なく、頼るものは自分しかなく、世間から軽蔑され、将来の展望もないが、それでも彼らの中には、反革命の流れに抵抗しようと努力している人々がいる……このような努力は何よりも、諸君の賛辞に値するものである」と⁽⁵⁷⁾。

こうして、共和主義的な初等教育の組織化は事実上失敗に終わった。だがこれは、ドーヌー法の施行から導き出される当然の結果であった。というものドーヌー法は、初等教育では多くを語らず、中等教育や専門教育の充実の方にむしろ力を入れていたからである。この時期の革命家たちは、民衆の教化をめざす初等教育の組織化には消極的であった。ボワシー＝ダングラスが共和国3年憲法の提案に際して、「われわれは最良の人々によって統治されなければならない」と語ったように⁽⁵⁸⁾、民衆を政治から遠ざける体制が作られる中にあって、教育における急務の課題は、統治を担う「最良の人々」の育成にあると考えられるようになっていたのである。総裁政府は、県当局との連携によって国家が教育を統括する方針は維持した。だが、教育の自由の名のもとに「私立の学校」が初等学校を圧迫する状況を容認し続ける一方、初等学校への財政的支援は拒んで、初等教育の組織化を实际上断念した⁽⁵⁹⁾。そこには、民衆の知的向上は否定しつつ、エリートの教育には関心を示したアンシャン＝レジーム期の王国官僚の態度に似かようものがあった。総裁政府期の革命家たちもまた、民衆への働きかけをやめ、共和国の指導層の育成をめざすようになったのである。

おわりに

以上の要点をまとめておこう。革命はアンシャンニレジームから、国家的規模で展開する同一の初等学校というイメージを継承した。革命前は、この学校を監督するのは教会であったが、革命はこれを国家に代えて、公教育の組織化をはからうとした。他方で革命はあらたに、教育の自由という理念を持ち込むことによって公教育の枠外に自由な教育も認め、全体として教育の場を活気づけようと考えた。革命が打ち出したこの2つの方針は、タレーランやコンドルセの教育案に明確にあらわれている。続くジャコバン独裁期には、教師へ俸給を支給したり、義務教育を定めたりして、国家による初等教育の組織化を本格化し徹底化させる方策がとられた。また非キリスト教化運動の展開が懸念される政治的状況の中で、「教育の自由」も掲げられはしたが、実際には、他の学校を開くことは認められていなかった。このブキエ法のもとでは、市町村当局の支持さえ得られれば、教師の生活は一応は安泰であった。ところがブキエ法は1年も続かず、ラカナル法が「教育の自由」を文字通り復活させたことによって、公立学校の教師たちの前には、「私立の学校」の教師というライヴァルが公然と出現した。続くドースー法は「教育の自由」を維持し、「私立の学校」の存続を認める一方、初等学校の教師たちに俸給を与えないことによって、後者の立場をさらに悪化させた。国家は初等教育への関心を失い、公立の初等学校を見放したのである。

革命は初等教育の組織化におけるアンシャンニレジーム期の遺産を書き換ながら、国家的規模で展開する公教育について多種多様な計画案を練り上げ、これをあらたな遺産として後世にのこした。そのいずれもが公教育を国家の重要な仕事と位置づけ、教育の国家管理の重要性を、続く世代の共和派に訴えていた。革命はその後、いくつかの計画の実施を試みた。そして最終的には、新たに導入した「教育の自由」の理念のもと、授業料で生計を立てなければならないさまざまな傾向の教師たちが、互いにしのぎを削る状況を作り出した。革命期の初等教育政策を締めくくるドースー法が7年間続いた結果、「共和国」を代表する公立の初等学校はすっかり弱体化し、長い間初等教育を管理してきた教会関係者の関与しがちな「私立の学校」が、多くの子どもたちをあずかるようになった。19世紀が幕を開けた時、フランスの各地でそのような光景が見られた。そしてこの状況こ

そ、初等教育に関して革命が新しい世紀にのこした、もう 1 つの遺産となつたのである。

注

- (1) たとえば D. Julia, *Les trois couleurs du tableau noir : La Révolution*, Paris, 1981 ; B. Baczkó, *Une éducation pour la démocratie : textes et projets de l'époque révolutionnaire*, Genève, 2000などを参照。また、近年の邦語による紹介としては、阪上孝編訳『フランス革命期の公教育論』(岩波文庫)がある。さらに、論点を絞った考察の例としては、松浦義弘「フランス革命と〈習俗〉——ジャコバン独裁期における公教育論議の展開と国民祭典」『史学雑誌』第 92 編第 4 号 (1983 年)などがある。
- (2) 最近のものだけでも、たとえば松塚俊三『歴史のなかの教師——近代イギリスの国家と民衆文化』(山川出版社, 2001 年), 藤本茂生『アメリカ史のなかの子ども』(彩流社, 2002 年)。また P・ルントグレーン, 吉岡いづみ他訳『ドイツ学校社会史概説』(晃洋書房, 1995 年)なども参照。
- (3) 以上の経過に関しては、拙稿「アンシャン=レジーム期における『小さな学校』——研究の現状と今後の課題」『思想』第 741 号 (1986 年) を参照。
- (4) 同上 93 頁参照。また D. Julia, "L'enfance entre absolutisme et Lumières (1650-1800)" dans E. Becchi et D. Julia, *Histoire de l'enfance en Occident*, t. II, Paris, 1998, p. 31
- (5) M・ソネ(拙訳)「教育の対象としての娘たち」G・デュビィ, M・ペロー監修, 杉村和子・志賀亮一監訳『女の歴史 III 16~18 世紀 1』(藤原書店, 1995 年)所収を参照。
- (6) Julia, "L'enfance entre absolutisme et Lumières", pp. 14-31. なお、生徒指導に関してラーサールが書き残した提言はきわめて実践的・具体的であったため、20 世紀になつてもなお出版され続けたほどであった。M. Grandière, *L'Idéal pédagogique en France au XVIIIe siècle*, Oxford, 1998, pp. 29-36.
- (7) Grandière, *op. cit.*, p. 7.
- (8) 教育への国家権力の強い介入は、以後もフランスの特徴をなす。この点でフランスは、たとえば松塚俊三氏によって分析された近代イギリスの初等学校とは性質を異にしている。イギリスの場合、国家は強権を持ってではなく、地域社会と手を携えて初等教育の整備をはかった。松塚, 前掲書, 9 頁, 74 頁などを参照。
- (9) Grandière, *op. cit.*, p. 11.
- (10) D. Julia, H. Bertrand, S. Bonin et A. Laclau, *Atlas de la Révolution française 2 : L'enseignement 1760-1815*, Paris, 1987, pp. 12-17.
- (11) R. Grevet, *École, pouvoirs et société (fin XVIIe siècle-1815) : Artois, Boulonnais/Pas-de-Calais*, Lille, 1991, p. 311.

- (12) たとえば、1790年に国民議会議員グレゴワールが行った言語に関する全国調査には、初等学校の教師の存在や教育の内容を問う項目があった。拙稿「ことば・革命・民衆——フランス革命下におけるグレゴワールのアンケート調査分析」『社会史研究』6（1985年）を参照。
- (13) 拙稿「寄宿生たち——十八世紀後半のフランスにおけるエリート教育の一側面」長谷川博隆編『権力・知・日常——ヨーロッパ史の現場へ』（名古屋大学出版会、1991年）128-129頁参照。
- (14) 拙稿「十八世紀フランスのコレージュ改革とパリ高等法院」『史林』第72巻第3号（1989年）を参照。
- (15) Baczko, *op. cit.*, p. 107.
- (16) *Ibid.*, p. 109. なおタレーランの報告には、梅根悟・勝田守一監修『フランス革命期の教育改革構想』（明治図書、1972年）に収められている志村鏡一郎氏の邦訳があるので、以下タレーランの報告に関しては、参考のためにこの邦訳の該当の頁を「邦訳」としてあわせて表記する。邦訳9頁。
- (17) Baczko, *op. cit.*, p. 116. 邦訳19頁。
- (18) *Ibid.*, p. 119, p. 123. 邦訳23頁, 29頁。
- (19) *Ibid.*, p. 128. 邦訳36頁。
- (20) *Ibid.*, pp. 114-116. 邦訳17-18頁。
- (21) *Ibid.*, p. 114. 邦訳17頁。
- (22) *Ibid.*, p. 181. なおコンドルセの報告には、阪上編訳『フランス革命期の公教育論』に収められている邦訳があるので、以下コンドルセの報告に関しては、参考のためにこの邦訳の該当の頁を「邦訳」としてあわせて表記する。邦訳11頁。また河野健二編『資料フランス革命』（岩波書店、1989年）285-290頁の紹介も参照。
- (23) Baczko, *op. cit.*, p. 182. 邦訳13頁。
- (24) *Ibid.*. 邦訳同上。
- (25) *Ibid.*, p. 215. 邦訳92頁。
- (26) タレーランについては *ibid.*, pp. 122-123. 邦訳は27-30頁。コンドルセについては *ibid.*, p. 201. 邦訳は58頁。
- (27) *Ibid.*, p. 216. 邦訳97-98頁。
- (28) 初等教育の場における革命後の状況に関しては、Grevet, *op. cit.*, pp. 205-209; E. Kennedy et M.-L. Netter, "Les écoles primaires sous le Directoire", *Annales historiques de la Révolution française*, no 243, 1981, p. 6.
- (29) J. Ayoub et M. Grenon, *Édition nouvelle présentée, mise à jour et augmentée des Procès-verbaux du Comité d'Instruction publique de la Convention Nationale publiés et annotés par J. Guillaume* (以下 P.-V. と略), Paris, 1997, t. III, p. 140.
- (30) Julia, *Les trois couleurs*, pp. 80-81; Baczko, *op. cit.*, p. 416. ブキエ報告はまたそ

れゆえに教育の場を学校だけに限定せず、国民祭典や政治集会が持つ教育的機能も重視した点に特徴があった。この問題に関しては松浦、前掲論文を参照。

- (31) 違反者はその程度に応じて罰されることになっていた。P. - V., t. III, p. 141.
- (32) *Ibid.*, pp. 141-142. 義務教育の制度化は大がかりな事業であるだけに、ジャコバン期の論議においてもかなりの抵抗があった。Baczko, *op. cit.*, p. 15.
- (33) P. - V., t. III, p. 141.
- (34) Grevet, *op. cit.*, p. 206.
- (35) *Ibid.*, p. 220.
- (36) *Ibid.*, pp. 188-189.
- (37) *Ibid.*, pp. 212-213.
- (38) *Ibid.*, p. 189, pp. 212-213.
- (39) *Ibid.*, pp. 197-198.
- (40) *Ibid.*, pp. 194-197.
- (41) P. - V., t. V, pp. 178-179.
- (42) *Ibid.*, p. 179. この法は、教師の任命は本来人民によって行われるものであるとし、「革命政府が続く間」だけ教育審査会が人選にあたると規定していた。
- (43) *Ibid.*, p. 181.
- (44) Baczko, *op. cit.*, p. 62
- (45) P. - V., t. VI, p. 678. 教育審査会はもうラカナル法のような暫定的措置ではなかった。なお、ドーヌーの報告と法案も阪上編訳『フランス革命期の公教育論議』において邦訳されているので、以下ドーヌーの報告に関しては、参考のためにその該当の頁を「邦訳」としてあわせて表記する。邦訳 403 頁。
- (46) *Ibid.*邦訳 404 頁。
- (47) Baczko, *op. cit.*, p. 522.
- (48) P. - V., t. VI, pp. 617-618. 邦訳 394 頁。
- (49) R. Grevet, “P.-C.-F. Daunou, organisateur de l’Instruction publique (1789-1797)”, *Revue du Nord*, t. LXXI, nos 282-283, 1989, p. 977.
- (50) Grevet, *École, pouvoirs et société*, p. 210.
- (51) Kennedy et Netter, art. cit., p. 14.
- (52) *Ibid.*, p. 32.
- (53) *Ibid.*, p. 10.
- (54) Grevet, *École, pouvoirs et société*, p. 304.
- (55) *Ibid.*, p. 305.
- (56) ここでは、谷川稔『十字架と三色旗』(山川出版社, 1997 年) によって示された 19 世紀フランスの教育に関する見取り図を念頭に置いている。
- (57) Baczko, *op. cit.*, p. 51, p. 58.

- (58) 河野編『資料フランス革命』537 頁。また阪上編訳『フランス革命期の公教育論』384 頁の解説も参照。
- (59) それゆえドーヌーの報告などでは、中等・高等教育を行う中央学校 écoles centrales などの組織化がむしろ重要視された。この点については Grevet, “P.-C.-F. Daunou, organisateur de l'Instruction publique”, p. 974. また阪上編訳『フランス革命期の公教育論』384 頁を参照。